

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第591号

2013年（平成25年）9月12日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

個人の市民税及び県民税の賦課事務に係るコンピュータ処理について（答申）

2013年（平成25年）9月3日付けで諮問（第591号）された個人の市民税及び県民税の賦課事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

現在、個人市民税の賦課においては、地方税法の規定に基づき、事業者のうち毎年1月1日現在において給与又は公的年金等の支払いをする者で、給与所得又は公的年金等に係る源泉徴収をする義務のある者（以下「源泉徴収義務者」という。）は、1月31日までに総務省令で定める給与支払報告書又は公的年金支払報告書を、給与又は公的年金等の支払を受けている者の1月1日現在の住所所在地の市町村長に提出しなければならないとされており、紙又は磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク又は光ディスク（以下「光ディスク等」という。）により提出されている。

この度、平成24年3月の地方税法改正により、源泉徴収義務者のうち当該年の前々年に提出すべき国税の法定調書の提出枚数が1,000枚以上の事業者については、平成26年1月1日以降地方税における給与支払報告書等について電子申告又は光ディスク等での提出が義務づけられたが、この選択は地方団体側にあるのではなく提出者が選択するものであるため、源泉徴収義務者が電子申告を選択した場合は、その電子申告を地方団体側は受けなければならないこととされているため、その受信体制を構築する必要がある。

地方税法の改正により電子等で行うことが義務化された手続は給与支払報告書、公的年金等支払報告書の提出についてであるが、eLTAX（地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステム）では利用可能な手続きは資料1（eLTAXの概要と利用可能な手続き）のとおり、税目別、電子申告、電子申請・届出の業務別の組み合わせとなるため、個人市民税の給与支払報告書、公的年金等支払報告書のみ行うという取り扱いはできないものである。このため、電子申告に係る「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出」「普通徴収から特別徴収への切替申請」「退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出」も取り扱う。また、源泉徴収義務者のうち特別徴収義務者の利便性を高めること及び2013年4月1日現在で既にeLTAXで個人市民税の電子申告を可能としている市町村のうちの約96%が申請・届出も取り扱っていることから、本市においても個人市民税に係る「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」についての申請・届出も取り扱うこととする。

地方税の申告・申請等の電子化等については、「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」に基づき、地方団体は平成16年からeLTAXを任意に利用することが可能となっていたが、公的年金からの特別徴収（当該年度の初日において65歳以上の者に老齢等年金給付の支払いをする者にかかる当該年金に関する通知及び特別徴収に関する通知）については平成20年に、国税連携（国税庁から地方団体への所得税確定申告のデータ送信）については平成21年にそれぞれ電子化による送受信が義務化され、本市も電子的な送受信をそれぞれ実施している。なお、これらの実施の際には藤沢市個人情報保護制度運営審議会に対しコンピュータ処理について諮問し、承認（公的年金からの特別徴収：2008年1月8日答申第364号、国税連携：2010年12月9日答申第455号）を得ている。

今回実施する、個人市民税の賦課処理等のため、給与支払報告書等の電子申告等の送受信というサービスを行うことについては、公的年金からの特別徴収及び国税連携と同様にeLTAXを利用して行うものであるが、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定の新たにコンピュータ処理を行うことに該当するため、諮問するものである。

(2) コンピュータ処理の内容及び必要性

ア 受信

内容：源泉徴収義務者のうち電子申告を選択した者（以下「申請者」という。）が送信した申告・申請・届出データ（以下「申告等データ」という。）は、インターネットから指定法人（一般社団法人地方税電子化協議会）、本市と契約した認定委託先事業者（以下「ASP事業者」という。）を通じ、本市市民税課に設置した専用送受信端末（以下「eLTAX送受信端末」という。）で受信する。

必要性：地方税法の改正により，全国の地方団体が少なくとも個人住民税に係る給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についての電子申告は受信せざるを得ないところであり，受信しないで情報入手する手段が無い。（送信とは別に従来どおりの紙で提出させることは不可能である。）

イ 受信データの処理

(ア) 内容：eLTAX 送受信端末で受信した申告等データのうち，現年度分の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については，国税連携システム用サーバのハードディスクにファイル転送し，その後本市市民税課税システムで保有する宛名番号との結合機能及び賦課データとして利用可能な形式に変換等する機能を有するものとして開発依頼したシステム（給報電子連携システム）によりデータを整え，市民税課税システムへ投入する。受信した元データは国税連携システム用サーバのハードディスクに保存する。

必要性：受信したデータを課税資料とするためには，受信データをホストコンピュータ（基幹システム（ACOS））で処理できるような形式に整える必要があるが，これを行うにはコンピュータ処理をする以外に方法がない。

(イ) 内容：eLTAX 送受信端末で受信した申告等データのうち，給与支払報告書及び公的年金等支払報告書以外のデータについては，eLTAX 送受信端末に直接接続したプリンタにて紙に出力し，担当職員が市民税課税システムへ入力を行う。受信データはファイル転送により IT 推進課が管理するサーバ室に設置されているファイルサーバ（以下「Gドライブ」という。）に保存する。

必要性：受信データが課税資料の原本であるため，これを保存するにはコンピュータ処理により行う以外に不可能である。

ウ 送信

内容：現在，市民税課税システムで税額計算した後，源泉徴収義務者のうち給与所得に係る特別徴収義務者へ税額通知を紙で送付しているが，今回のシステム導入にあたり，電子申告した特別徴収義務者に対してはデータ送信も行うこととする。この方法は市民税課税システムからファイル転送により国税連携システム用サーバのハードディスクに一旦送り，給報電子連携システムにより電子送信できる形式に変換し，再度国税連携システム用サーバのハードディスクに保存する。その後，電子による税額通知の送信を eLTAX 送受信端末から，ASP 事業者を通じ一般社団法人地方税電子化協議会システム内の申請者ボックスに送信する。

必要性：特別徴収の税額通知について，電子による通知を行うことが可能であるが，これをコンピュータによらないで処理することは不可能である。

(3) コンピュータ処理をする個人情報

電子申告，申請・届出により受信する，又は税額通知により送信する個人情報

「住所・居所」，「氏名（カナ・漢字）」，「生年月日」，「本人の収入に関する事」，「本人の控除に関する事」，「本人の障害に関する事」，「源泉徴収税額（所得税）」，「未徴収税額（所得税）」，「控除対象配偶者に関する事」，「扶養親族の人数等に関する事」，「扶養親族の内、障害者の人数等に関する事」，「外国人である」，「災害者である」，「就職・退職の年月日」，「収入の年分」，「控除対象配偶者、扶養親族の氏名、続柄」，「前職分がある場合の支払者の名称・氏名」，「前職分がある場合の加算額」，「住宅借入金等特別控除額がある場合の居住開始年月日」，「住宅借入金等特別控除額がある場合の控除可能額」，「青色専従者である」，「受給者番号」，「連絡者の氏名、所属、電話番号」，「特別徴収税額（年税額、月割額）」，「指定番号、個人番号」，「支払時の1月1日現在の住所」，「役職」，「退職時までの給与支払額」，「退職手当等支払金額」，「退職所得控除額」，「勤続年数」，「異動の事由」，「異動年月日」，「異動後の未徴収税額の徴収方法」，「給与の支払いを受けなくなった後の住所」，「新しい勤務先の名所及び所在地」，「普通徴収税額・普通徴収納入済金額」

(4) 安全対策

ア eLTAX の安全対策

(ア) 申請者が eLTAX へのアクセスを行う際は，利用者 ID と暗証番号の入力により不正なアクセスを防止している。

(イ) 申請者が申告等データを eLTAX へ送信する際は，電子証明書によって電子署名を行い，第三者によるなりすましやデータの改ざんを防止している。

(ウ) 必要な場面で SSL 方式の暗号化を行い，個人情報の盗聴防止をしている。また，個人情報を記録するデータベースやサーバはファイアウォールとアクセス監視システムなどによりセキュリティが確保されている。

(エ) 地方団体が ASP 事業者へ委託して業務を行う際の受託者である認定委託先事業者については，唯一の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が定める要綱（認定委託先事業者の認定等に関する要綱）において，電子申告等システムにおいても技術基準（電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準，平成25年総務省告示第206号）に適合したセキュリティが確保されていると認められていることが条件の一つとして規定されている。現在この認定委託先事業者は8事業者であり本市が契約する日本電気株式会社はこのうちの1者である。

イ 本市の安全対策

(ア) セキュリティ規程の制定

国税連携が開始され、技術基準が定められた際、この基準に従い市内部の組織、対策について「藤沢市国税連携ネットワークシステムのセキュリティに関する規程」を設けているが、この規程を電子申告を含めたものに改正し、適用させる。

(イ) 端末操作者の制限

eLTAX 送受信端末の審査システムの使用及び業務系端末による給報電子連携システムの使用の際には、端末起動時及びスクリーンセイバー解除時に生体認証を行い、実施機関担当課職員以外の端末利用を制限する。また、ログイン時は、ID及びパスワードの設定により不正アクセスを防止する。

(ウ) 受信したデータの管理

eLTAX 送受信端末にて受信したデータは、受信の都度、国税連携サーバ又はGドライブに転送することとし、eLTAX 送受信端末内にデータを残さないこととし、また電子媒体を使用しないファイル転送を利用することによりデータの紛失、盗難を防止する。

また、転送されたデータは、これを原本として扱うため、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存し、保存年限終了後に消去する。

(エ) 特別徴収税額決定通知のデータの管理

国税連携システム用サーバのハードディスクに保存する。

(5) 電子申告等利用に係る契約

本市においては、eLTAX サービスの利用については、国税連携及び公的年金に係る特別徴収事務においてASP 事業者に委託して行う共同利用型を採用しているため、今回の電子申告についてもASP 事業者を利用した共同利用型で行う。

ア 契約するASP 事業者

国税連携に係るASP 利用契約については、eLTAX 導入ガイドラインにおいて共利用型でeLTAX サービスを利用する場合にはすべて同一のASP 事業者とすることとされているため、国税連携及び公的年金に係る特別徴収事務について利用契約を締結している日本電気(株)を契約相手先とする。

イ 契約書(案)

上記(4)ア(エ)に記載の総務省告示において契約で規定すべき事項等として示されている内容を盛り込んだ「eLTAX(電子申告・申請)ASP サービス利用契約書(案)(GPRIME 地方税ASP サービス利用規約(第7版), GPRIME 電子申告ASP サービス仕様書(第7版)を含む)」を作成し、契約に関する協議を進めている。

(6) 提出資料

ア 資料1 eLTAX 事業内容

イ 資料2 国税連携・eLTAX システム関連図

ウ 資料3 電子申告, 申請, 届出により受信する, 又は税額通知により送信する個人情報

エ 資料4 電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準

及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準について
(通知)

- オ 資料5 認定委託先事業者の認定について
- カ 資料6 藤沢市国税連携ネットワークシステムのセキュリティに関する規程
- キ 資料7 eLTAX(電子申告・申請)ASPサービス利用契約書(案)
- ク 資料8 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

ア 受信

源泉徴収義務者のうち電子申告を選択した者(以下「申請者」という)が送信した申告等データは、インターネットから指定法人と、本市と契約した認定委託先事業者(以下「ASP事業者」という)を通じ、本市市民税課に設置した専用送受信端末(以下「eLTAX送受信端末」という)で受信する。

地方税法の改正により、全国の地方団体が個人住民税に係る給与支払報告書及び公的年金等支払報告書についての電子申告は受信せざるを得ないところであり、受信しないで情報を入手する手段が無い(送信とは別に従来どおりの紙で提出させることは不可能である。)

イ 受信データの処理

(ア) eLTAX送受信端末で受信した申告等データのうち、現年度分の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、国税連携システム用サーバのハードディスクにファイル転送し、その後本市市民税課税システムで保有する宛名番号との結合機能及び賦課データとして利用可能な形式に変換等する機能を有するものとして開発依頼したシステム(給報電子連携システム)によりデータを整え、市民税課税システムへ投入する。受信した元データは国税連携システム用サーバのハードディスクに保存する。

受信したデータを課税資料とするためには、受信データをホストコンピュータで処理できるような形式に整える必要があるが、これを行うにはコンピュータ処理をする以外に方法がない。

(イ) eLTAX送受信端末で受信した申告等データのうち、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書以外のデータについては、eLTAX送受信端末に直接接続したプリンタにて紙に出力し、担当職員が市民税課税システムへ入力を行う。受信データはファイル転送に

より I T 推進課が管理するサーバ室に設置されているファイルサーバ（以下「Gドライブ」という。）に保存する。

受信データが課税資料の原本であるため、これを保存するにはコンピュータ処理により行う以外に不可能である。

ウ 送信

現在、市民税課税システムで税額計算した後、源泉徴収義務者のうち給与所得に係る特別徴収義務者へ税額通知を紙で送付しているが、今回のシステム導入にあたり、電子申告した特別徴収義務者に対してはデータ送信も行うこととする。この方法は市民税課税システムからファイル転送により国税連携システム用サーバのハードディスクに一旦送り、給報電子連携システムにより電子送信できる形式に変換し、再度国税連携システム用サーバのハードディスクに保存する。その後、電子による税額通知の送信を eLTAX 送受信端末から、ASP 事業者を通じ一般社団法人地方税電子化協議会システム内の申請者ボックスに送信する。

特別徴収の税額通知について、電子による通知を行うことが可能であるが、これをコンピュータによらないで処理することは不可能である。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要があると認められる。

(2) 安全対策について

実施機関では、安全対策について次のように述べている。

ア eLTAX の安全対策

(ア) 申請者が eLTAX へのアクセスを行う際は、利用者 ID と暗証番号の入力により不正なアクセスを防止している。

(イ) 申請者が申告等データを eLTAX へ送信する際は、電子証明書によって電子署名を行い、第三者によるなりすましやデータの改ざんを防止している。

(ウ) 必要な場面で SSL 方式の暗号化を行い、個人情報の盗聴防止をしている。また、個人情報を記録するデータベースやサーバはファイアウォールとアクセス監視システムなどによりセキュリティが確保されている。

(エ) 地方団体が ASP 事業者に委託して業務を行う際の受託者である認定委託先事業者については、唯一の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が定める要綱（認定委託先事業者の認定等に関する要綱）において、電子申告等システムにおいても技術基準（電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準、平成 25 年総務省告示第 206 号）に適合したセキュリティが確保されていると認められていることが条件の一つとして規定されている。現在この認定委託先事業者は 8 事業者であり本市が契約する日本電気株式会社はこのうちの 1

者である。

イ 本市の安全対策

(ア) セキュリティ規程の制定

国税連携が開始され、技術基準が定められた際、この基準に従い市内部の組織、対策について「藤沢市国税連携ネットワークシステムのセキュリティに関する規程」を設けているが、この規程を電子申告を含めたものに改正し、適用させる。

(イ) 端末操作者の制限

eLTAX 送受信端末の審査システムの使用及び業務系端末による給報電子連携システムの使用の際には、端末起動時及びスクリーンセイバー解除時に生体認証を行い、実施機関担当課職員以外の端末利用を制限する。また、ログイン時は、ID及びパスワードの設定により不正アクセスを防止する。

(ウ) 受信したデータの管理

eLTAX 送受信端末にて受信したデータは、受信の都度、国税連携サーバ又はGドライブに転送することとし、eLTAX 送受信端末内にデータを残さないこととし、また電子媒体を使用しないファイル転送を利用することによりデータの紛失、盗難を防止する。

また、転送されたデータは、これを原本として扱うため、藤沢市行政文書取扱規程に従い保存し、保存年限終了後に消去する。

(エ) 特別徴収税額決定通知のデータの管理

国税連携システム用サーバのハードディスクに保存する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上